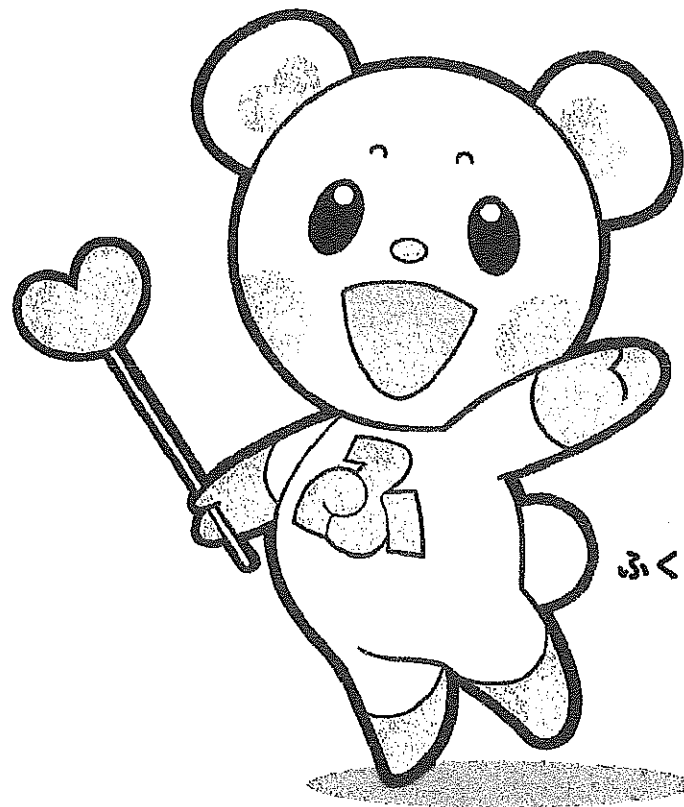


第7次 習志野市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく
地域で安心して暮らし続けるために
(令和8年度～令和12年度)



ふくっぴー

習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。



社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会

会 長 あ い さ つ

近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、家族の在り方の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。かつて家庭や地域で担われてきた支え合いの機能が弱まり、生活課題は複雑化・複合化し、支援が必要な方が地域の中で見えにくくなる状況も生じています。こうした社会構造の変化は、従来の制度や個別支援だけでは十分に対応できない新たな課題を生み出しており、地域全体で支え合う仕組みづくりがこれまで以上に求められています。

国においても、地域共生社会の実現に向け、住民の皆さまや関係機関が協働して地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を構築することが求められています。社会福祉協議会には、ガバナンスの強化や透明性の向上、公益的な取り組みの推進など、地域福祉の中核として果たすべき役割が一層明確に示されており、「連携・協働の場（プラットフォーム）」としての機能発揮が期待されています。

このような社会情勢の変化を受け、本会では「誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるために」を理念とした第7次習志野市地域福祉活動計画を策定いたしました。本計画では、「自ら考え、地域社会に参加できるまち」、「認め合い、支え合い、助け合えるまち」、「安全で安心して住み続けられるまち」、「ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち」の4つの基本目標掲げております。

これらの目標のもと、社協支部活動の充実、ボランティア活動の推進、相談支援体制や権利擁護の強化、老人福祉センターと地域福祉センターの活性化、地域福祉活動周知の充実など、住民の皆さまとともに進める多様な取り組みを取り入れました。地域の変化を丁寧につまみながら、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを着実に進めてまいります。また、計画の進捗を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行ないます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました地域福祉活動推進委員会の皆さま、社協支部の皆さまほか、ご協力くださいました多くの皆さまに心より感謝申し上げます。今後とも、地域福祉の推進に向けた本会の取り組みに、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8年 3月

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会
会 長 田 久 保 浩 一

目 次

会長あいさつ

1. 習志野市社会福祉協議会の概要・・・・・・・・・・P1
 - (1) 習志野市社会福祉協議会の概要
 - (2) 習志野市社会福祉協議会支部
 - (3) 当協議会組織図
 - (4) 活動内容
2. 地域福祉活動計画の概要・・・・・・・・・・P5
 - (1) 地域福祉活動計画とは
 - (2) 地域福祉計画との関係について
 - (3) 第7次習志野市地域福祉活動計画の策定方針
 - (4) 第7次習志野市地域福祉活動計画の期間
 - (5) SDGsの理念・目標との関係
3. 第7次習志野市地域福祉活動計画における重点施策について・・・・・・P7
 - (1) 重点施策及び、アクションプラン
 - (2) 実施計画の見方
4. 第7次習志野市地域福祉活動計画の基本構想・・・・・・・・・・P10
 - (1) 習志野市第3期地域福祉計画の体系
 - (2) 第7次習志野市地域福祉活動計画の体系
 - (3) 計画の進行管理
5. 実施計画・・・・・・・・・・P14

1. 習志野市社会福祉協議会の概要

(1) 習志野市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。昭和26年3月に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、国・都道府県・市区町村に設置されています。

社会福祉協議会には、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じ福祉の増進に取り組んでいます。

習志野市は、昭和29年8月1日、千葉県下16番目の市として誕生しました。習志野市社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）の設立にあたっては、習志野市と連携を図る中で、民生委員・児童委員を中心とする発起人を結成し、関係団体の代表者を招き、地域における福祉問題について話し合いを深めたのち、設立総会に向けて組織・規約・事業計画・予算等の審議を重ねました。

そして、市制施行5年目の昭和34年8月に「習志野市における社会福祉事業とその他の社会福祉を目的とする事業の健全発達」及び、「社会福祉に関する活性化による地域福祉の推進」を図ることを目的に設立し、事務局を市役所の福祉事務所に置きました。昭和42年12月に当時の厚生大臣から社会福祉法人として認可を受け、習志野市の地域福祉の更なる充実を図るため事業展開を進めました。

昭和57年には、習志野市総合福祉センターが開設されたのと同時に事務局を習志野市総合福祉センターに移し、平成19年に習志野市総合福祉センターさくらの家及びいずみの家の指定管理受託、令和5年に成年後見センターの運営を受託等、社会情勢に沿った福祉活動を推進しております。

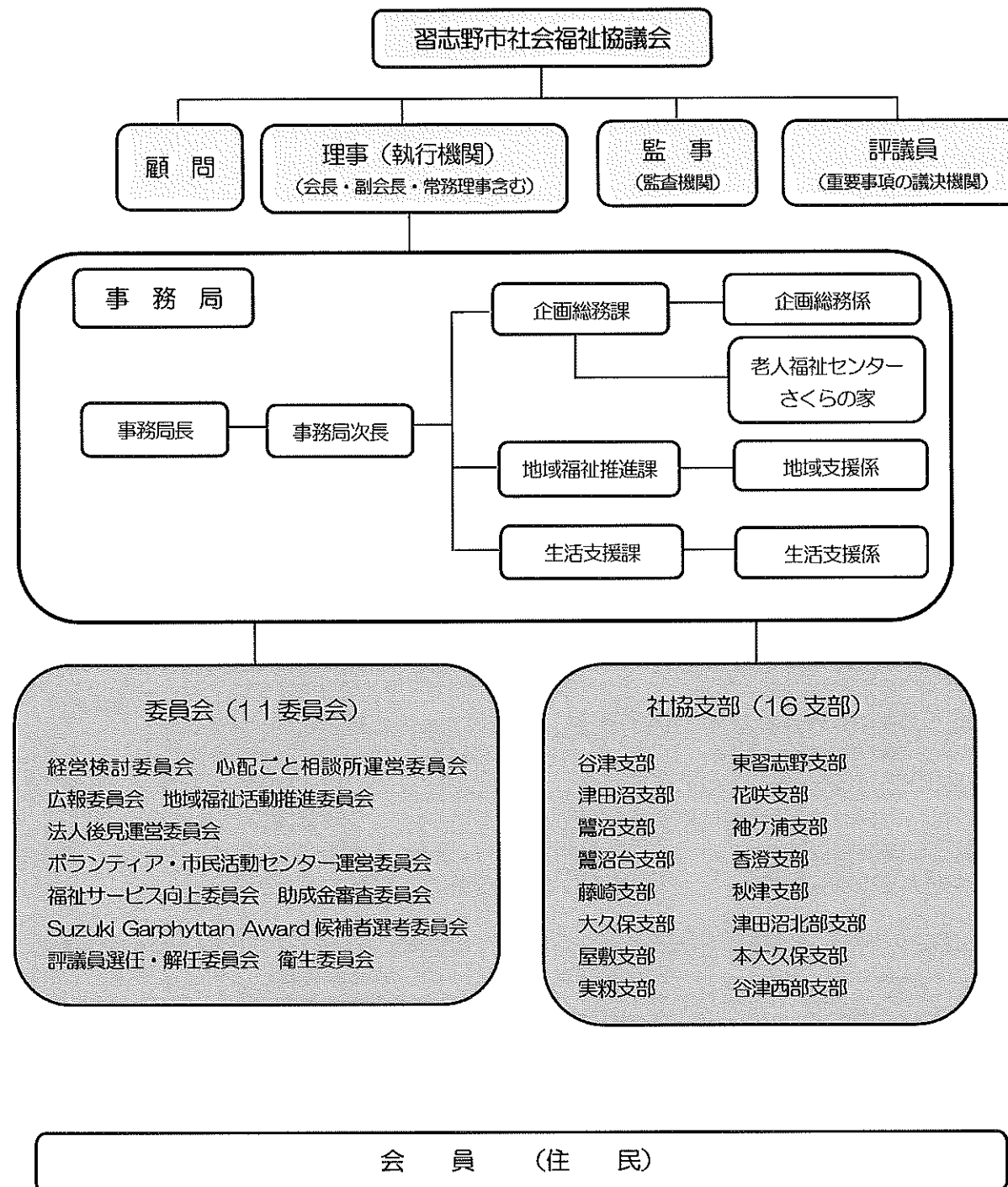
なお、第7次習志野市地域福祉活動計画の期間中である令和10年8月に70周年を迎えます。

(2) 習志野市社会福祉協議会支部

地域福祉推進の組織体である社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）は、地域の実情に即した福祉活動を組織的に進めるには、「住民が主体となって、さまざまな生活課題を持つ人々に対し住民同士で話し合い、対策を立て役割を分担し、協力体制を整えながら課題解決につなげる組織」が望ましいことから、連合町会を単位とする支部体制として生まれ、令和8年3月末現在、市内16の社協支部がそれぞれの拠点となる事務所を設けて活動を展開しております。

社協支部で実施している各種事業は、地域とのつながりが希薄な方や見守りが必要な方がふれあい、身近な生活上の課題についても情報交換ができる場となっており、地域での社会参加や生きがいづくりを希望している方が、担い手として活躍できる場でもあります。

(3) 当協議会組織図



(4) 活動内容

当協議会が取り組む主要事業を掲載します。地域住民の皆さまのご支援・ご協力をいただきながら、5か年の本計画に取り組んでまいります。

- ① さまざまな広報媒体を活用した地域福祉活動の周知・情報発信
 - ・広報紙「ふくし習志野」の発行
 - ・SNS（Instagram、Facebook）での情報発信
 - ・社協支部広報紙の発行
 - ・ボランティア・市民活動センターだより「風車」の発行
 - ・ボランティア24時間テレホンサービスの提供
 - ・社協掲示板（47箇所）の設置
- ② ボランティア・市民活動センターの運営
 - ・ボランティア相談、紹介、募集
 - ・ボランティア活動保険の受付
 - ・各種交流会、ボランティア養成講座の開催
- ③ 災害時支援
 - ・災害ボランティアセンターの設置・運営
- ④ 福祉教育の推進
 - ・「想いを届ける出前講座」の紹介
 - ・福祉教育推進校、推進団体への支援
 - ・福祉関係図書、DVD、福祉機器の貸出し
- ⑤ 福祉機器の貸出し
 - ・車イスの貸出し
 - ・車イスのまま乗り降りできる福祉車両の貸出し
- ⑥ 各種相談等
 - ・心配ごと相談所の運営
 - ・さくら相談
 - ・総合相談の受付
 - ・福祉資金の貸付
 - ・福祉サービス利用援助事業の実施
 - ・成年後見事業の推進
 - ・寄付の受付
 - ・後援申請の受付
- ⑦ 市内16社協支部活動
 - ・地域福祉推進事業の実施
 - ・ひとり暮らし高齢者食事サービス事業の実施 他

⑧ 指定管理

- ・老人福祉センター「さくらの家」
各種講座・事業開催、健康維持事業・介護予防事業の実施、施設管理
- ・地域福祉センター「いずみの家」
部屋の貸出し、各種講座・事業開催、施設管理

⑨ 千葉県共同募基金会習志野市支会

- ・赤い羽根、歳末たすけあい募金への理解促進
- ・街頭募金、イベント募金の実施
- ・共同募金ボランティアの養成

⑩ 助成金の交付

- ・当事者団体、ボランティア団体等への助成

⑪ 収益事業

- ・自動販売機の設置
- ・月極駐車場の運営

2. 地域福祉活動計画の概要

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行なう者」、「福祉事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動、行動計画（アクションプラン）です。

地域福祉活動を地域住民と協働し、展開することにより、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、地域に暮らす全ての人が、住み慣れたまちにおいて、安心して、生き生きと暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す計画です。

(2) 地域福祉計画との関係について

社会福祉法により、地域福祉を推進するため市では地域福祉計画を策定することが定められています。これは行政が、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本とし、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を示し、公的サービスの基盤整備に責任をもって地域福祉を全般に推進するためであります。

よって、当協議会が策定する「地域福祉活動計画」と市が策定する「地域福祉計画」は、相互に独自の役割を果たしながら強み弱みを補完・補強し合い、地域福祉を進めていく関係です。

習志野市第3期地域福祉計画（令和8年度～令和15年度）							
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目

第7次地域福祉活動計画 （令和8年度～令和12年度）					第8次地域福祉活動計画 （令和13年度～）		
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目

※3年目に計画の中間結果をもとに、4年目に向け見直しを行なう。

※習志野市第3期地域福祉計画の中間報告・見直し内容を、第8次地域福祉活動計画に反映させ、策定準備を行なう。

(3) 第7次習志野市地域福祉活動計画の策定方針

近年、超高齢社会や人口減少、単身世帯の増加、コロナ禍以降の生活困窮者の増加、非正規労働者の増加等、社会状況の著しい変化に伴い、地域のつながりは一層希薄化しています。制度の狭間にある複雑化した課題は、公的サービスだけでは見過ごされてしまったり、住民相互の助け合い・支え合い活動だけでも、課

題解決が困難な場合もあります。誰もが自分らしく、地域で安心して暮らし続けるためには、住民や関係機関・団体がお互いに支え合い協力し、ふだんの暮らしをしあわせにするため、地域が一体となって課題解決に向けて助け合い、行動することが必要とされています。

本計画は、習志野市が策定する「習志野市第3期地域福祉計画」、前計画である「第6次習志野市地域福祉活動計画」をもとに、地域住民と共に地域福祉を推進していくための道標となる9の重点施策並びに29のアクションプラン（本書P12に記載）を明らかにし、その実現に向けて現状と課題を整理し、目指すべき方向性をより具体的に定め計画を策定します。

（4）第7次習志野市地域福祉活動計画の期間

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

（5）SDGsの理念・目標との関係

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とし、経済・社会・環境をめぐる様々な課題解決に取り組むものです。

本計画に掲げる地域住民同士の支え合い活動への取り組みや事業を推進し、キャッチフレーズである「誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるために」が実現することで、国際目標であるSDGsの一部とつながるものと考えます。



3. 第7次習志野市地域福祉活動計画における重点施策について

（1）重点施策及び、アクションプラン

① 社協支部活動の充実

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。本会が取り組んでいる社協支部活動は、それぞれの地区の住民で構成され、地域内の福祉課題、ニーズに対して主体的・自発的に地域住民主体のきめ細やかな地域福祉活動を実施しています。さらに地域福祉活動を発展的に継続していくために、ひとりでも多くの住民に社協支部活動に参画していただき、地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んで参ります。

② ボランティア活動の充実

平時あるいは災害時において必要なボランティアについて学び、活動に参加する機会を提供していきます。また、子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も多様な世代が自分に合ったボランティア活動を見つけ参加できるよう、学習の機会の提供や機会の確保に努めます。

③ 総合相談援助の推進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活することができるよう、相談者の生活課題の解決に向けた相談・貸付・食の支援に取り組みます。相談者の相談内容は多岐にわたることから、当協議会の相談体制を整え、各関係機関と連携を図り、相談者の生活課題解決に努めます。

④ 権利擁護事業の推進、充実

習志野市成年後見センターでは認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう「成年後見事業」と「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」を行なっています。

権利擁護の推進・充実を図るため、関係機関と連携し法人後見の受任や市民後見人の養成・育成に努めます。

習志野市が策定している「習志野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護の地域連携ネットワークを推進するため、中核機関の受託検討をするともに身寄りのない高齢者等が抱える課題への支援について検討します。

⑤ 地域福祉センターの運営

地域福祉センター「いずみの家」は、地域福祉の推進を図る方々に利用していただくことを目的とした施設です。地域福祉活動が充実していくよう、地域福祉センター「いずみの家」利用促進を図るだけでなく、団体等へ活動の場や発表の場にふれることを通して、生きがいをもって健康で自立した生活を送るための機会の提供に繋がるよう、気持ちよく利用していただける施設運営に努めます。

⑥ 老人福祉センターの運営

老人福祉センター「さくらの家」は、習志野市在住で60歳以上の方が利用できる施設で、高齢者の皆さまが生きがいやふれあいを楽しみ、心身ともに健康に過ごすための施設です。老人福祉センター「さくらの家」をさらに多くの高齢者に利用していただくため、「健康増進」に繋がる講座や高齢者の暮らしに役立つイベントの企画・実施に力を入れていくことで、健康維持や社会参加の場として多くの方に利用していただける施設運営に努めます。

⑦ 地域福祉活動の周知

地域福祉の担い手は慢性的に不足していますが、地域での繋がりや支え合いの活動には、ひとりでも多くの地域住民に参画していただくことが、地域福祉推進の原動力となります。地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、社協が取り組む地域福祉活動の取り組みについて本会と社協支部とで連携して情報発信を行ないます。それにより、地域住民の皆さまに社協活動について理解しご賛同いただき、地域福祉活動の更なる充実を目指します。

(例1)「習志野市第3期地域福祉計画」の基本目標1の基本施策1と連動している場合、1-1と記載。

(例2)「習志野市第3期地域福祉計画」に記載されていない事業については、社協独自事業と記載。

③ 年次計画

令和8年度から令和12年度の取り組み内容を、数値目標あるいは検討・実施・継続で記載しています。

④ 目指すべき方向性

事業課題を解消するために具体的な事業の詳細と、目指すべき方向性を記載しています。

※令和10年度を「計画の見直し年度」とします。

※令和10年度は、前期(令和8年度～9年度)の取り組みを検証し、その検証結果を後期(令和11年度～12年度)の計画に反映します。

(2) 実施計画の見方

重点施策					
(事業概要)					
(事業課題)	①				
(事業名)					
(地域福祉活動計画との連動箇所)	②				
◆アクションプラン					
●年次計画 ③	R8	R9	R10	R11	R12
○目指すべき方向性	④				

① 事業課題

重点施策を達成するために取り組む事業において、令和7年度時点の課題を記載しています。

② 地域福祉計画との連動箇所

「習志野市第3期地域福祉計画」の基本目標、基本施策(本書P10～11)との連動箇所を示しています。

4. 第7次習志野市地域福祉活動計画の基本構想

(1) 習志野市第3期地域福祉計画の体系（習志野市地域福祉計画より抜粋）



計画の基本理念である、「すべての市民が、地域の一員として互いに支え合い、助け合えるまち」の実現に向けて効果的に取り組むため、4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しています。

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

◇福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。

◇すべての市民が主体的に社会参加できるよう環境を整備するとともに、自立した生活を送るために必要なサービスが整ってまちを目指します。

基本目標2 認め合い、支えあい、助けあえるまち

◇誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めてともに活動できる、支え合い、助け合いのあるまちです。

◇すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活性化につながります。

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

◇社会生活の中で、配慮が必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。

◇バリアフリーなどのハード面としての生活環境の整備の他、地域のつながりや各団体の活動などのソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

◇地域福祉計画の目指す社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体などの連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。

◇そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた住民一人ひとりが支え合う福祉の基盤づくりへとつなげます。

(2) 第7次習志野市地域福祉活動計画の体系

- ◆理 念 誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるために
- ◆基本目標 ①自ら考え、地域社会に参加できるまち
②認め合い、支え合い、助け合えるまち
③安全で安心して住み続けられるまち
④ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

【重点施策及びアクションプラン】

1 社協支部活動の充実	①住民主体の地域福祉活動の充実 ②地域サロンの拡大 ③事業別担当者会議の実施
2 ボランティア活動の充実	①市民カレッジ等との協働 ②シニアサポーターの育成 ③福祉教育の推進 ④災害ボランティア活動の啓発及び養成
3 総合相談援助の推進	①心配ごと相談所運営体制の検討及び、相談員の資質向上 ②心配ごと相談所合同相談会の実施検討 ③職員の資質向上に向けた研修 ④フンストップ機能（相談支援体制）の強化 ⑤コロナ禍による生活困窮者への自立支援 ⑥フードバンク・フードバントリー事業の実施 ⑦関係機関との連携強化
4 権利擁護事業の推進、 充実	①福祉サービス利用援助事業の利用促進 ②成年後見制度との連携 ③市民後見人の支援体制整備 ④法人後見事業の充実 ⑤成年後見中核機関の受託検討 ⑥身寄りのない高齢者の支援検討 ⑦関係機関との連携強化
5 地域福祉センターの運営	①いずみの家の利用促進 ②ボランティア団体の活動発表の場の支援 ③常設ボランティア（みんなの居場所）の研究 ④さくらの家サークル発表会とのコラボレーション
6 老人福祉センターの運営	①さくらの家の認知度向上、安心・安全な魅力ある施設運営 ②さくらの家サークル発表会の開催及びサークル活動の支援
7 地域福祉活動の周知	①広報紙「ふくし習志野」ほか広報媒体の充実 ②SNSによる効率的かつ効果的な情報の受発信
8 第7次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の確認、見直し及び評価基準の検討	
9 第8次習志野市地域福祉活動計画の策定	

(3) 計画の進行管理

本計画は、従来通りに定期的な進捗状況の確認及び見直し、評価基準の検討を行ないます。また、本計画の進行管理及び、施策の評価を行なう機関を「地域福祉活動推進委員会」とし、担当職員1名をコーディネーターとして配置します。

令和10年度には、次期計画のプロジェクトチームを立ち上げ、令和11年度からは、そのプロジェクトチームによる次期計画に向けた研究と、策定準備を開始します。

本計画は、習志野市が策定した「習志野市第3期地域福祉計画（令和8年度～令和15年度）」及び、習志野市社会福祉協議会が策定した「第5次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（令和8年度～令和12年度）」との相関関係にあります。

5. 実施計画

重点施策	1 社協支部活動の充実				
(事業概要)	市内16の社会福祉協議会支部で展開している地域の特性を活かしなが ら、地域内の福祉課題や住民からの要望に対して、主体的・自発的に地域 住民主体のきめ細やかな地域福祉活動に取り組んでいます。 住民ボランティアの募集や活動を充実させていくための意見交換、社協 支部以外の住民集まりの場「地域サロン」など繋がり、さらに活動を充実 させていきます。				
(事業課題)	社協支部は、地域の特性を活かしながら地域内の福祉課題・ニーズに対 して地域福祉活動を展開しているため、活動内容や必要とする支援に違い があり、何よりその地域に住む人の協力が不可欠です。 しかしながら社協支部活動の担い手である住民ボランティアの高齢化や 後継者不足の課題があります。				
(事業名)	社協支部活動				
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-1、2-2、2-3、2-5、3-1、3-2、4-1、4-2				
◆アクションプラン	①住民主体の地域福祉活動の充実				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	社協支部では地域の特性を活かしながら地域内の福祉課題、ニーズに対 して主体的・自発的に地域住民主体のきめ細やかな地域福祉活動を展開し ています。 社協支部活動をさらに発展的に継続していくため、担い手となる住民ボ ランティアを募集していきます。				
◆アクションプラン	②地域サロンの拡大				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				99
○目指すべき方向性	より身近な場所で住民が実施している交流やふれあいの場を「地域サロ ン」として認定し、社協支部を通じて助成を行なっています。 この「地域サロン」の設置数の拡大に取り組むことで、地域住民が住み 慣れた地域で孤立せず、安心して暮らし続けられることを目指します。				
◆アクションプラン	③事業別担当者会議				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	社協支部活動をさらに発展的に継続していくために、それぞれの社協支 部で実践しているきめ細やかな地域福祉活動を、事業別担当者会議で共有 していきます。				

重点施策	2 ボランティア活動の充実				
(事業概要)	人と人とのつながりを深め、共に支え合いながら、誰もが孤立せずに安心して暮らし続けられるためには、平時あるいは災害時において必要なボランティアについて学び、参加することが重要です。 子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も多様な世代が自分に合ったボランティア活動を見つけ参加できるよう、学習の機会の提供や機会の確保に努めます。				
(事業課題)	障がいのあるなしに関わらず、多様な世代と一緒に参加できるボランティア活動の情報提供や機会の確保が課題です。				
(事業名)	ボランティア・市民活動センター				
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-1、2-2、2-3、2-5、3-1、3-2、3-3、4-1				
◆アクションプラン	①市民カレッジ等との協働				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	ボランティア人材の育成・支援のため、習志野市民カレッジにおいて、平時のみならず災害時においても活躍いただけるボランティアの養成を行ない、福祉人材の地域への還元に取り組んでいます。				
◆アクションプラン	②シニアサポーターの育成				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	高齢者が支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域において、継続して安心して生活が送れるよう、軽度の介護を要する高齢者に対して、生活援助を提供するシニアサポーターによる支援に取り組んでいます。				
◆アクションプラン	③福祉教育の推進				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	当事者団体による「想いを届ける出前講座」や疑似体験をきっかけとした当事者に寄り添い、支えるための福祉体験を通じて、市民の福祉意識の醸成を図ります。				
◆アクションプラン	④災害ボランティア活動の啓発及び養成				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討・実施				
○目指すべき方向性	災害の発生に備え、毎年実施している「災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練」に加え、実技を取り入れた災害ボランティアの養成や養成を通じた災害ボランティア活動の啓発に取り組んでいます。				

重点施策	3 総合相談援助の推進				
(事業概要)  	住民が、日常生活上での悩みごとや困りごとにおいて気軽に相談することができる「心配ごと相談所」を、実施運営をしている。				
(事業課題)	相談者の相談内容が多様化しており、相談員が的確に相談できるよう研修を重ねる必要がある。また、住民に心配ごと相談所の周知徹底を図ることが課題です。				
(事業名)	心配ごと相談所				
地域福祉計画との連動箇所	1-1、1-3、2-4、2-5、2-6				
◆アクションプラン	①心配ごと相談所運営体制の検討及び、相談員の資質向上				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	協議・検討	実施			
○目指すべき方向性	相談者の相談内容が多岐にわたることから、相談員が相談者に適切な相談ができるよう継続的な打合せ会、研修会を実施し、相談員の資質向上を図ります。更に、相談者の対応に関し複数の相談員での対応の検討や、新たな相談員の発掘や育成に努めていきます。				
◆アクションプラン	②心配ごと相談所合同相談会				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	協議・検討	実施			
○目指すべき方向性	心配ごと相談所合同相談会の実施について、相談員と協議検討を図り開催に繋がります。この合同相談会を通じ、住民に「心配ごと相談所」の周知徹底を図り、気軽に立ち寄れる相談所を目指します。				
◆アクションプラン	③職員の資質向上に向けた研修				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	継続				
○目指すべき方向性	心配ごと相談所に関わる職員は、相談員の資質向上や育成を担う必要があります。職員の資質向上のため、県社協をはじめとする外部で開催される研修への参加に努めます。				

重点施策	3 総合相談援助の推進				
(事業概要)   	地域住民の生活上の悩み・問題について、相談者と共に悩み・問題を精査し明らかにして、相談者の悩みごとを解決できるよう支援援助を行ないます。				
(事業課題)	相談者の相談内容が多岐多様化し、当協議会だけでは相談者の悩みごとを解決することが困難となっている。市内各相談機関と連携を図り、相談者の生活課題の解決を図ることが課題です。				
(事業名)	総合相談援助事業（生活支援）				
地域福祉計画との連動箇所	1-1、1-3、2-4、2-5、2-6				
◆アクションプラン	④ワンストップ機能（相談支援体制）の強化				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	継続				
○目指すべき方向性	相談者が、相談機関をたらい回しされることが無いよう、相談者の悩みごと相談を受け止め支援を行ないます。相談内容を精査し相談者を適切な相談機関に繋ぎ、相談者の悩みごとを相談機関と情報共有しながら、問題解決に努めます。				
◆アクションプラン	⑤コロナ禍による生活困窮者への自立支援				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	継続				
○目指すべき方向性	コロナ禍による生活困窮者に対し相談支援を行ないます。生活状況を伺い、生活上の課題を精査し自立支援に向けた援助を行ないます。また、コロナ特例貸付を利用し、借入金返済ができていない世帯に対して、ご自宅に訪問し生活状況の調査を行ない、然るべき支援を行ないます。				
◆アクションプラン	⑥フードバンク・フードパントリー事業				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	検討・実施				
○目指すべき方向性	市民から寄せられた食料、企業等から寄贈いただくお米等について、必要な方へ届ける仕組みやパントリー事業について検討し実施します。				
◆アクションプラン	⑦関係機関との連携強化				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
	継続				
○目指すべき方向性	多様化する相談内容に対応していくため、市内にある各相談機関と連携・協働しながら、相談者の生活上の悩み解決を目指します。				

重点施策	4 権利擁護事業の推進、充実				
(事業概要)	 習志野市成年後見センターの受託運営と福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用促進を図ります。				
(事業課題)	認知症や障がいなどの理由により、必要な福祉サービスを利用することができない方への支援の必要性があります。 また、より一層の高齢化の進展により、認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が抱える課題について十分な検討を要します。				
(事業名)	権利擁護事業				
地域福祉計画との連動箇所	1-1、1-3、1-4、2-3、2-4、2-5、2-6、3-1、4-2				
◆アクションプラン	①福祉サービス利用援助事業の利用促進				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				40
○目指すべき方向性	住民をはじめ、関係機関等に対して広報紙等により周知を行ないます。また、出前講座を実施し事業の利用促進を図ります。				
◆アクションプラン	②成年後見制度との連携				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				
○目指すべき方向性	福祉サービス利用援助事業利用者において、判断能力が低下した場合に成年後見制度への橋渡しをするため、関係機関と連携し法人受任を進めます。				
◆アクションプラン	③市民後見人の支援体制整備				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討	実施			30
○目指すべき方向性	市民後見人の養成・育成を図るとともに、市民後見人として活動するための体制を整備します。				
◆アクションプラン	④法人後見事業の充実				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				20
○目指すべき方向性	福祉サービス利用援助事業の利用者を含めた市長申立て案件について、関係機関と連携し法人受任を進めます。				

◆アクションプラン	⑤成年後見中核機関の受託				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討	実施			
○目指すべき方向性	習志野市が策定している「習志野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護の地域連携ネットワークを推進するため、中核機関の受託に向けた協議・検討をします。				
◆アクションプラン	⑥身寄りのない高齢者の支援				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討	実施			
○目指すべき方向性	より一層の高齢化の進展により、認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が増加することが予想されます。孤独・孤立化しないよう対象者が抱える課題への支援について検討します。				
◆アクションプラン	⑦関係機関との連携強化				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				
○目指すべき方向性	成年後見センターに寄せられる相談は年々増加傾向にあります。複合的な課題を図るためには、一方的な支援にならないよう関係機関と連携し、広い視野で権利擁護推進に努めます。				

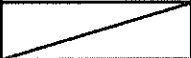
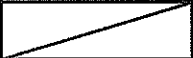
重点施策	5 地域福祉センターの運営				
(事業概要)	地域福祉の推進を図ることを目的とするボランティア団体等へ活動の場や発表の場を提供するだけでなく、市民が地域福祉活動にふれ、生きがいをもって健康で自立した生活を送るための機会を提供しています。				
(事業課題)	少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、地域の生活課題がますます多様化・個別化していくと見込まれる中、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築く地域共生社会がますます重要となってきています。 しかしながら、地域共生社会にかかせないボランティア団体の後継者不足や新たなボランティア団体が立ち上がらないなどの課題があります。また、高齢者、障がい者、若い世代といった参加したい人が、健康で自立した生活を送るための活動の場の支援も必要になってきています。				
(事業名)	地域福祉センターの運営				
地域福祉計画との連動箇所	1-2、1-4、2-1、2-2、4-1、4-2				
◆アクションプラン	①いずみの家の利用促進				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	いずみの家の利用促進を図るため、視察の受け入れや新規利用団体の受け入れなどに繋がるよう積極的な情報発信をしていきます。 また、利用者に意識的に声掛けを行ない丁寧な対応を心がけていくことにより、また利用したいと思っていただけるような施設運営に努めていきます。				
◆アクションプラン	②ボランティア団体の活動発表の場の支援				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	ボランティア団体の後継者不足が課題となっています。 地域福祉センターを活用し、ボランティア団体の活動発表の場の支援に取り組むことで活動を知ってもらい新規会員の獲得に繋がっていきます。				
◆アクションプラン	③常設ボランティア（みんなの居場所）				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討		実施		
○目指すべき方向性	近年自立した生活や生きがい等を求め、就労を希望する障がいのある人が増えてきています。 しかしながら、雇用が進む一方で、短期間での離職や就労の定着が課題となっており、まずはボランティア活動で社会と繋がっていきたいとの相談を寄せられることから障がいのあるなしに関わらず誰もが取り組める常設のボランティア活動を新規に検討していきます。				

◆アクションプラン	④さくらの家サークル発表会とのコラボレーション				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討			実施	
○目指すべき方向性	老人福祉センターさくらの家が毎年実施している「さくらの家サークル発表会」において地域福祉センターいずみの家を利用しているボランティア団体がワークショップや作品展示などで参加することで、いずみの家の目的の周知や利用に繋げていきます。				

重点施策	6 老人福祉センターの運営				
(事業概要)	  高齢者が生きがいを持ち、心身ともに健康で明るく充実した生活を送り、健康寿命を延ばすための通いの場となるさくらの家の運営に取り組めます。				
(事業課題)	さくらの家の認知度向上、利用者の拡大を目指すため、積極的な情報の発信が必要です。利用者の高齢化に伴うサークル活動の縮小が見られるため、サークル活動への支援とともに、成果の発表の場となる「サークル発表会」開催への支援が必要です。 また、施設の老朽化に伴い、限られた予算の中で計画的に修繕を行ない、利用しやすい施設環境の整備が必要です。				
(事業名)	老人福祉センターの運営				
地域福祉計画との連動箇所	1-4、2-1				
◆アクションプラン	①さくらの家の認知度向上、安心・安全な魅力ある施設運営				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				
○目指すべき方向性	さくらの家の認知度向上・利用者の拡大を目指すため、パンフレットの配布に加え、さくらの家ホームページの充実、社会福祉協議会のFacebook等のSNSを活用し、積極的な情報発信に努めていきます。 各種講座・イベントの際に新規利用登録を進めるとともに、講座・イベント内容の情報発信を行ない認知度向上に努めます。利用者の定着・利用促進につなげるため、ソフト面・ハード面ともに利用しやすい施設環境の整備を行ないます。				
◆アクションプラン	②さくらの家サークル発表会の開催及びサークル活動の支援				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	継続				
○目指すべき方向性	高齢者の通いの場、居場所づくりの一環として、サークル活動やサークル活動発表の場である「さくらの家サークル発表会」の開催を支援いたします。				

重点施策	7 地域福祉活動の周知				
(事業概要)	  広報紙やホームページ、SNSを活用した地域福祉活動の情報発信を通じて、地域住民の地域福祉活動への理解促進と参画に向けた福祉意識の啓発に取り組めます。				
(事業課題)	広報「ふくし習志野」は新聞折込で配布しているが、新聞契約数の減少により、新聞折込だけではなく、SNSなど多媒体を活用した情報発信の強化が必要です。 どの情報をどの媒体で発信するのか整理すると共に、継続的に更新する必要があります。				
(事業名)	地域福祉活動の普及啓発				
地域福祉計画との連動箇所	1-2、4-2				
◆アクションプラン	①広報紙「ふくし習志野」ほか広報媒体の充実				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	検討				
○目指すべき方向性	他市社協だけでなく民間の広報紙や広報媒体を研究し、地域福祉活動の興味関心が高まり、参画へと繋がるような広報媒体の制作に努めます。				
◆アクションプラン	②SNSによる効率的かつ効果的な情報の受発信				
●年次計画	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施				
○目指すべき方向性	地域の情報について職員がアンテナを張り巡らせ、Instagram、Facebookを活用した地域福祉活動の適時な情報受発信に努めます。				

重点施策	8 第7次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の確認、見直し及び評価基準の検討				
(事業概要)	第7次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の確認・見直し及び、評価基準の検討				
(事業課題)					
(事業名)	地域福祉活動計画の定期的な進捗状況の確認・見直し及び、評価基準の検討				
地域福祉計画との連動箇所					
◆アクションプラン	地域福祉活動計画運営委員会 第7次地域福祉活動計画プロジェクト				
●年次計画	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施				
○目指すべき方向性	地域福祉活動推進委員会において定期的な進捗状況の報告を行ない、委員に今後の活動方向等について意見を頂き、事業活動に反映します。 令和10年度にプロジェクトを立ち上げ、前期2年間の検証を行ない、後期2年の計画に反映します。				

重点施策	9 第8次習志野市地域福祉活動計画の策定				
(事業概要)	第8次習志野市地域福祉活動計画の策定				
(事業課題)					
(事業名)	第8次習志野市地域福祉活動計画の策定				
地域福祉計画との連動箇所					
◆アクションプラン	地域福祉活動計画運営委員会 第8次地域福祉活動計画策定プロジェクト				
●年次計画	R8	R9	R10	R11	R12
			立上げ・見直し 検討		意見交換 まとめ
○目指すべき方向性	令和10年度に地域福祉活動計画策定プロジェクトを立ち上げ、地域課題を集約し、次期計画に反映し策定を進めていきます。				

第7次 習志野市地域福祉活動計画

～誰もが自分らしく 地域で安心して暮らし続けるために ～

(令和8年度～令和12年度)

発行・編集 / 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

〒275-0025

習志野市秋津3-4-1 (総合福祉センター内)

電話番号 047(452)4151

F A X 047(451)8211